

令和6年1月25日

第1回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第1回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和6年1月25日			召集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分			閉会の日時	午後4時02分			
会 長	小 川 達 男			職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠	
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○		
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○		
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○		
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○		
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○		
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○		
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○		
8	松 本 榮 次 郎	○						
				加須市農業委員会事務局				
				局 長 駒 宮 敏 之				
				次 長 前 島 勝 己				
				主 幹 藤 間 みゆき				
				主 幹 渡 辺 昌 也				
				主 幹 関 田 毅				
				主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 2時00分

○局長（駒宮敏之君） 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和6年第1回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、松本職務代理よろしく申し上げます。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。

職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

今年になって災害、一日になって能登の地震とか、飛行機の事故とか、つい最近でも新幹線のああいふ事故があつて、今年は何かすごい災害等も多い年かなというふうになりました。

農業も高温障害とか、そういうのができたらないように、期待といたしましうか、希望しています。

それでは、これより令和6年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。

続いて、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本年もよろしくお願ひいたしたいと思ひます。先ほど、代理のほうから申されたとおり、今年元旦の一日の日から、まさかの出来事が連続して発生いたしました。私も大変心苦しいんですけども、そういう中、今、日本列島に大寒波が来襲しております。今日あたりが一番の底ではないかなというふうに感じておりますけれども、そういう中で、今回、被災さ

れた方に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げたいと感じております。

さて、本日は、2024年の第1回の総会に当たります。今年1年、皆様とともに、この委員会活動ができればいいかなというふうを感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、農業委員さん15人の方全員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。



○局長（駒宮敏之君） それでは、議事に入らせていただきます。

議長は、加須市農業委員会総会会議規則第4条に基づいて、小川会長に議長をお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひいたします。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

7番 小川達夫 委員及び

8番 松本榮次郎 委員

の両委員さんを指名いたします。

---

◇

**◎取下願の報告**

○会長（小川達男君） それでは、議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの4番、樋遣川地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれることをご報告いたします。

---

◇

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小川達男君） 次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

1月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲受人は　　の　　さんです。　　さんにお聞きしたところ、譲渡人の　　さんは、会社勤めでお米もやってお

り、土地の管理が大変になり、申請地のすぐ横が　　さんのハウスということで、今回の申請に至ったと

のことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番の三俣地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図2ページ及び3ページをご覧ください。

3条の2番と5条の6番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地について、営農型太陽光発電事業を計画するものです。

まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年を設定し、太陽光パネルの下部の農地では、所有者が麦を作付する計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のための全体面積のうち、支柱分0.32平米を使用貸借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地(青地)と判断され、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用であり、太陽光発電を行いながら麦の作付を予定していることから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

1月20日、土曜日に、田村推進委員さんと の2物件を現地調査の後、 の  
と面談をしてまいりました。

現地はよく管理されている現状は畑作地帯となっております。 のおっしゃること

には、社有地の有効利用策として、土地は麦や小麦や大豆等を栽培し、空中部分は営農型太陽光発電として賃貸して有効活用をしたいという意思があったということです。営農型太陽光発電の業者を探していたところ、 から申出がありました。内容を調査しましたら、 の関連企業ということで、信頼性が抜群だということで、決定ということにいたしましたそうです。 の代理であります の 様に電話で確認したところ、 さんの言っているとおりでございました。

パネル部分は賃貸借、空中部分を地上権の設定ということで合意に至ることになりました。支柱は3.2メートル、筋交いをして耐震対策もするそうでございます。

農地法3条、5条に鑑み、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。  
ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項」の規定による許可申請についての6番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項」の7番の三俣地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページ及び3ページをご覧ください。

3条の3番と5条の7番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地について、営農型太陽光発電事業を計画するものです。



まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年の一時転用で、太陽光パネルの下部の農地では所有者が麦を作付する計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のための全体面積のうち、支柱分0.34平米を使用貸借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断され、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用であり、太陽光発電を行いながら麦の作付を予定していることから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

先ほどの案件と同じで、私のほうで調べたことは先ほどお話したとおりでございます。

事務局のおっしゃるとおりでございますので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、3番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項」の7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、また、所有地の隣接地であり、効率的に耕作できるため、譲渡人は今後、耕作をする予定がないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当は私ですので、14番小川のほうから、現地調査の結果を補足説明をいたします。

この案件につきましては、去る1月19日に、推進委員の石川さんと現地へ行って調査いたしました。現地は、私のお膝元でありまして、昭和の時代に現地は埋立てが行われまして、農道と同じ高さの畑の状態ですと保全管理だけを行っている農地であります。なので、東側の畑が、今回、譲受人の さんの農地でありまして、ふだんはここは陸田として、稲を作付しているという、そういう現状であります。

その後、 さん宅へ訪問して、 から内容を聞いたんですけども、 の話で言いますと、今回の件は、 さんからこの土地を処分したいという、そういう話を さんがお聞きになり、二人の話合いの結果、今回の申請になったという内容と聞き取ってきました。

以上の件から、何ら問題ないというふうに判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いします。

以上です。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業に従事していないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

1月17日に、推進委員の泉津井さんと現地を確認いたしました。

立会いは、譲受人の さんに立ち会っていただきました。 さんは梨の栽培を1町8反と大きくやっております、今年から何か中国の冷凍の花粉が入らなくなるということで、 さんの土地を譲り受けて花粉を取るための梨の苗木を植えるということでした。

現在、確認しましたところ、小さな苗が40本ほど植えてある状態でございます。何ら問題ないと思いますので、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は家庭菜園として季節の野菜を作るため、譲渡人は耕作することができないためとなっております。

なお、譲受人は農機具を保有しておりますが、現在、経営している農地はなく、今回、譲り受けるに当たり、近所のお知り合いの方に指導いただき、耕作をしていくということから

判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

この案件に関しましては、譲受人の さんより自宅隣接地を取得したいという相談がありました。去年11月16日に田村推進委員と さん宅を訪れまして、 さん立会の下、意向調査並びに現地調査を行いましたので、今回、現地調査はしておりません。

なお、譲渡人の さんは、 に居住されておまして、以前より耕作をしていないということで、去年は加須の が耕作をしておりました。

譲受人の さんは隣接地ですので、虫とか、そういうのが大変多く、悩んでいたのですが、ここを取得して と一緒に野菜を作りたいというお話でした。やむを得ないと判断してまいりましたが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在も当該地を耕作して野菜を栽培しているため、譲渡人は高齢により農業を行わないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

1月20日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。譲渡人の さんと さんは だそうです。それで、今、 さんは住宅、 と書いてある前側の取得することをお願いしますと言われて、話がまとまったものでございます。野菜が作ってありました。草も生えていなくて、結構いい野菜が栽培されておりました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は遠方で耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

1月21日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

さんのお話では、国道に土地を買収されたことから農地が減少しました。それで代替

地を探していたところ、こちらの農地を紹介されたということです。

譲渡人のほう、相続により農地を取得いたしまして、遠方に居住しているため耕作できずに処分を希望していたとのことでした。

また、現地は、その さんの自宅からほど近く、また自分のほかの耕作地も近くにあるため、効率的に耕作できるものではないかというふうに思いました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び配置図4-1をご覧ください。

本案件は、30年前から住宅敷地として利用されていましたが、今後においても宅地として管理をしていくことから、このまま農地法違反を続けることはできないため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、現在、申請地は宅地の一部として利用されている状況であります。始末書が添付されており、今後においても住宅敷地として使用していくことから、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

1月16日に、荒井推進委員さんと、現地確認と申請者の さんに話を聞いてきました。申請地は、住宅地の一部になっており、家の建て替えに伴い出入口等が畑だったとのことで、今回の申請になったそうです。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 1 ページ及び配置図4-2をご覧ください。

本案件は、令和3年1月14日に営農型太陽光発電施設一時転用3年として許可を取得しておりましたが、今後においても営農型発電施設として管理していくことから、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、現在、令和3年に許可を取得した営農型太陽光発電施設が設置されている状況で、下部についても管理されており、今後においても使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

1月20日に田村推進委員と さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました。

現地は大変きれいに管理をされています。3年前に営農型太陽光発電施設を造ってから、今回が更新ということでお話をさせていただきました。この3年の間で業績を大変上げられまして、昨年度は一等米ができましたということでした。

問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、12月の保留案件であります志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ及び5条審議保留分をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車両置場として使用するもので、先月の審議保留案件となりますが、中古車販売を行う場合は、古物商の資格が必要となり、今回、古物商の資格証が添付されております。

また、実際の取引実績書や自社のホームページがあり、福祉車両等の自動車の販売を行っている状況が確認でき、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自動車販売業を営んでおり、商品車や修理車の自動車置場として使用したいとのことであり、インターネットサイトで加須市の土地を見たのがきっかけとなり、加須インターチェンジからも近く、利便性がよく、希望



する土地の面積であるため計画したもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件については、12月の審議について保留となりました。現地の確認は夢川推進委員さんと現場を確認して12月に報告済みでございます。

内容については、業者の内容が曖昧な部分があつて保留になつたというふうになっておりまして、まず、事務局のほうに、書類がちゃんと提出されたかどうか、確認しました。

確認の結果、事務局のほうに提出されたということと、業者の さんのほうから本人から話がしたいということで、現地に、土地改良のほうに行きまして、今回、内容を確認しました。先ほど、自動車関連の関係と、あと、解体業、そういうものについては事務局に提出しましたということになりましたので、特に前回はそういう感じで保留な部分というのは曖昧な部分があつたんですけれども、その辺がクリアしたということで、今回については、了解いたした次第でございます。審議のほう、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

先月、この案件が出たときに、質問をさせていただいたのですが、先ほどの事務局の説明ですと、中古車販売というお話があつたと思うのですけれども、現地に中古車を置いて、お客様が現地のほうに行って、そこで相対で商談をしながら商売をするという形であるとする

と、現地については、配置図を見ても車の区画があるだけで、特に事務所等を当然建てる予定もないですし、なかなか商売という意味では難しいのかなというふうに感じています。

それだけでなく、この場所を一時的な中古車の保管場所に保管しておいて、ニーズがあつたときにその車を紹介するという形であれば、可能かなとは思ふのですけれども、その辺がちょっとどのように事務局のほうで理解されているのか、お聞きしたいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ただいまのご質問にお答えします。

再度、理由のほうも理解して、また、申請者の方からも伺っている内容ですと、あくまで

も今回の申請地については、オークションで購入した商品車を一時預かりの場として置くということで、特にその現地でお客さんを招いて見てもらうというお話は伺っていませんので、あくまでも一時預かりの場所ということで、車両置場ということでお伺いしています。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び配置図、土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟8戸とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

1月18日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の の さん、 の 及び譲渡人 さんの さん6人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の既存住宅と新興住宅が混在する中に地目田の767平米ですが、譲受人は、譲渡人と不動産会社を通じて売買し、1棟8戸の長屋住宅を建設することになったものです。

譲渡人の さんは ですが、体調が悪く管理することができないし、 さんも今

後農地を管理できないので手放すことにしたとのことです。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ、15ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地14区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

1月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はお米を刈った後で、これからトラクターでうなうそうです。譲渡人の さんにお聞きしたところ、数年前に さんがなくなり、 さんがお米を作っており、申請地の周りは住宅が建ってきて、お米を作ることが難しくなり、今回の申請に至ったとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図16ページ、17ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地9区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

同じく1月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地は10年前ほど がお米を作っていたそうで、今はお米を作らず、トラクターによって管理しているそうです。申請地を管理するのが大変になり、今回の申請に至ったとのこと

です。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図18ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

1月20日、土曜日、田村推進委員さんと現地を確認後、譲渡人の 様ご本人に面談を  
してまいりました。

現地は、新興住宅に囲まれた畑作地帯で、耕作はしておりませんが、トラクターで毎年管理している土地で、管理されておりました。 様が言うことには、農業後継者が、 さんはおられますけれども、後継者となる見込みがないということで、地図でわかりますように、現地の上のほうに名前が入っていない家があります。それが さんの自宅で、その周りも さんの畑ということで、トラクターでうなっているだけの土地になっています。そういう状況から、これから徐々に処分を始めるということで、第一弾が本件の土地になりました。

売却先に当たりましたは、 さんの仲介によって、 さんが建売住宅2棟を建てるということで、合意しております。

農地法5条の観点から、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしくお願いたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

1月20日、土曜日に田村推進委員さんと現地の土地を確認後、 様 に面談をしてまいりました。

現地は、畑地帯で、耕作はしておりませんが、管理はされておりました。位置図のと書いてある土地、その土地は先月農業委員会によって承認されて、建売住宅が建つということになっております。今回、その延長線で、同じ の不動産業者さんがこちらのほうを、入居者を見つけてきて紹介をしたそうです。 さんご本人様は で施設に入っておりまして、ほぼ退院の見込みはないそうです。高齢の だけが一人残って土地を管理しておりますけれども、もう土地はとても管理できないということで、数年前からの不動産業者に依頼しておりましたけれども、ここ一、二か月で2物件が決まったそうです。また、来月以降も位置図の下のところにあります駐車場という土地が同じ業者によって、農業委員会にかかる予定だそうです。

そういうことで、農業のほうは縮小という形で土地を処分するという今回の申請でございます。第5条に鑑み、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願

いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

1月18日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人、  
の代理人であります  
さんに現地対応をしていただきました。申請地は、立地条件的に太陽光発電に適しており、事業者の事業拡大が見込めるとともに、CO<sub>2</sub>の削減等の社会的要請にもかなうため計画したものということでした。

現地を確認したところ、位置図を見てもらいますと地番  
の前に接近して建物がありました。現地は、測量してくいが打ってあり、この測量ぐいは法務局の備付けの図面に基  
づいて測ったとのことでした。

そして、建物と太陽光パネルの間に管理車両、メンテナンススペース、大体車2台分ぐらい、それを設けてその後ろにパネルを設置するとのことでした。前の土地と家屋との間隔に問題はないと判断いたしました。そして、隣接して家屋が数件ありますが、9月21日に太

陽光パネル設置の案内をしてあるということでした。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしまして、許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

1月22日、夢川推進委員と代理人であります さん、そして借受人の さんと私と4人で現地を確認し説明を受けました。

まず、 さんと さんの関係は、 さんの に当たります。今、先ほど説明があったように、自宅、今、3世帯で入っている住まいがどうも手狭になって、裏に家を建てるということで、借り受けて、自己用住宅を建てるという形で進めているというふうに話を聞きましたが、現地を確認した結果、特に許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。



○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

ここで休憩に入ります。

再開は、3時15分をお願いします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。よろしいでしょうか。

10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付の売買予定地4区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

1月16日火曜日に、推進委員の清水さんと増田さん、そしてと本申請の代理人であります さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

申請地ですけれども、畑でございまして、作物の植付けはありませんが、耕うんされており、きれいに管理されておりました。

農地法5条の許可要件の立地基準ですけれども、ここは2種農地ということで、問題はないと思います。一般基準の周辺農地の営農に支障があるかどうかについては、申請地は宅地に囲まれておりまして、農地はありませんので問題はないと思います。

また、農地転用の確実性につきましても、譲受人の〇〇〇〇は加須市や近隣市町において建売住宅等の実績があり、問題はないと思います。

現地確認終了後、私のほうで譲渡人宅を訪問したのですが、〇〇〇〇さんは不在でしたが、〇〇〇〇さんはおりましたので、お話を伺ってまいりました。

〇〇〇〇さんは今回の申請地は作付はしていないが、定期的に耕うんし、管理しているそうです。ほかにも農地を所有しておりますけれども、知人に貸し付けているということでした。こうした状況なので、今回、このような話があったところ、売却を決定したというお話でした。

このようなことから、本申請は農地法の許可基準から判断いたしましても、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

10番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番及び12番の種足地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページをご覧ください。また土地利用計画図につきましては、5-11、5-12をご覧ください。

こちらの5条の11番と5条の12番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、地番 〇〇〇〇 は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、  
〇〇〇〇 は、売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が  
整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農  
地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれる  
ものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当は私、14番の小  
川でありますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、1月19日に推進委員の石川さん、あと 〇〇〇さん代理人である  
〇〇〇氏の同席の下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

今、事務局から説明があったとおりなんですけれども、現地は、〇〇〇さんの実家の東側に  
あります。〇〇〇さんは譲渡人の 〇〇〇さんの に当たります。そして、書類上は田になっ  
ておりますけれども、昭和の時代には埋立てが行われていまして、この2筆は一体化されて、  
畑と今まで管理されておりました。

そして、〇〇〇、これは脇の県道が拡張されたときの余剰地であります。そし  
て、ここの現地は南側が一番大事な農業用水路が通っております。そして、東側と西側が住  
宅地で、そして北側はこの地域で一番大事な県道が通っております。そして、業者には排水  
の件を電話して聞いたんですけれども、県道の下に農業集落排水路が通っておりますので、  
そちらに接続するという話をお伺いしております。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願  
いしたいと思います。

以上です。

これにつきまして、ご質疑、ご意見ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、11番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手  
をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の種足地区の案件については、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(20年)により土地を借り受け、自己用住宅を建築及び道路後退部分とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、私、14番の小川ですので、私のほうから説明をいたします。

この案件につきましても、去る1月19日に推進委員の石川さんとともに現地調査を行いました。現地は、譲渡人の さん宅の北側になります。そして、道路との間にある畑であり、適切に畑等の状態で管理されておりました。

そして、その後、二人で さん宅を訪問しましたが、留守でありましたので、後日、1月21日の午後、訪問し、 さんの から聞き取りを行いました。それで、内容は申請どおりだと、そしてもう一点は、この譲受人は私たちの であるというふうにおっしゃっておりました。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断してまいりましたので、よろしくお願

いしたいと思います。

以上です。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

13番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図25ページ、土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、私、14番、小川でありますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をさせていただきます。

この案件についても、去る1月19日に推進委員の石川さんとともに現地調査を行いました。現地は、集落内の畑であり、野菜がしっかり栽培されておりました。その後、譲渡人のさん宅を訪問しましたが、留守でしたので、後日、1月21日、午後にも2人で訪問したけれどもお会いできませんでした。その関係で、私が譲受人の代理人であるさんに電話し、聞き取り調査を行いました。

内容は、確認の意味でやったんですけれども、所有権は贈与であること。もう一点は、譲受人のさんは、さんのである。そして、案件の土地の西側の住宅がさんのであると。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断しましたので、ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

14番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

1月22日の日に推進委員の金子さんと現地確認を予定しておったんですけれども、私単独で現地確認を実施いたしました。

譲渡人の さん宅をお邪魔し、お話を聞きました。 さんのお宅はこの地図でいうと右のほうに という、3軒ぐらい離れているやつがあるんですけれども、ここが さんのお宅です。

当該地は、もともと陸田で さんが耕作しておったんですけれども、2年くらい前に さんのうちを造るという形で、この角の白いところ、これを転用して、今、 さんの家が建っております。残った土地はちょっと地形も悪いし、 さんもだんだん高齢になってきまして、耕作できないという形で、知り合いの不動産屋に話をしていたところ、今回の申請になったということでございます。

いろんな状況を勘案してやむを得ないかなという判断をいたしました。よろしくお願

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局に説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び太陽光発電システム配置図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設として利用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

1月18日に、推進委員の新井、荻原さんの3人で現地調査並びに聞き取りを申請地でやりました。さんのさんのさんとさん、の方なんですけれども、2人来ていただきまして、現場を確認して聞き取りということになりました。

申請地は、去年まで稲が作ってあり、耕うんしてあり、きれいに管理されてありました。お話だと、一、二年前より、より太陽光を造るので売ってほしいという話があり、いろいろ検討していたところだったそうです。

さんなんですけれども、数年前より施設に入所しておりまして、なんですけれども、普通のことがちょっと理解ができないという状態なので、さんがということで、参考のために議案書の16ページの上から5番目、ちょっと書いてあるんですけれども、26番に、ここに書いてあるの、これ参考に、令和5年12月25日に多分

になりましたということだと思っておりますけれども、の方がいろいろと手続をしながら話を進めて、今までは、さんのさんがこの土地を耕作をしておりましたけれども、何分高齢なため縮小ということで売るということになりました。

この土地なんですけれども、さんの名義になっているということなんですけれども、10年くらい前かな、平成11年ぐらいって言っていましたけれども、が亡くなったときに、さんに相続で頂いた土地だということで、の方が

とで手続をしたということで、現場の状況から、許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

16番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ、29ページ及び現況及び計画平面図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

1月22日、月曜日に、推進委員の落合さんと二人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の の代理人の さんにお会いして、いろいろお話を伺っていました。現地は私が車で通ったところ、1メートルぐらいの草が生えておりました。それから、草刈りをしたのかもしれませんが、草は生えていませんでした。きれいに管理されておりました。この場所は4回目で、これで今回で終わります、農地改良が。ほかの3か所のところも平らにならしておりました。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。



本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件については、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図30ページ、31ページ、土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権(20年)により土地を借り受け、大型車両兼従業員駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在の大型車両兼従業員駐車場に倉庫を新設することになり、新たに駐車スペースを確保するものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(金子勇一君) 6番、金子です。

1月19日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

さんによりますと、譲受人は事業の拡大に伴い、駐車場を探していたということです。譲渡人の さんは高齢で耕作ができない。 さんは が亡くなり、まだ耕作のほうはできませんよということでした。縮小を考えているとのことでした。現地は、周りを道路で囲まれており、周辺農地への支障はないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準も満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ、土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

1月18日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さん、譲渡人の さんから聞き取り、現地調査を実施いたしました。

譲渡人 さんによりますと、数年前まで耕作を依頼して耕作していましたが、その方が営農をやめたため、処分を考えていたとのことでした。

現地は住宅に囲まれた農地で、今回の転用で残った農地への出入口も確保されており、その後の営農に支障はないと思います。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

19番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図33ページ及び現況及び計画平面図5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権(3か月)により土地を借り受け、農地改良(一時転用)を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地(青地)と判断され、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(金子勇一君) 6番、金子です。

1月19日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取りを行ってまいりました。

さんによりますと、地主は畑の水はけが悪く、作物に根腐れなどが発生しているため、土地改良を計画したとのことでした。

現状、畑には排水路が整備されており、また近隣農地への支障も道路に囲まれている関係でないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準も満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分・1月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計146筆、面積13万6,020.82平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に

係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに松本榮次郎委員、清水豊一推進委員、荒井雅明推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(松本榮次郎委員、清水豊一推進委員、荒井雅明推進委員 退室)

○会長(小川達男君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

令和6年(1月分)農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している松本委員、清水推進委員、荒井推進委員の入室をお願いします。

(松本榮次郎委員、清水豊一推進委員、荒井雅明推進委員 入室)



## ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の10ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について10件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、13ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について10件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、14ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について152件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（駒宮敏之君） 大変お疲れさまでした。本日は終了となります。



### ◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 閉会のお言葉をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位には長時間にわたりまして、慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和6年第1回加須市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時02分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年1月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 川 達 夫

署名委員 松 本 榮次郎